

報 告 事 項	報 告 内 容
被処分者の氏名又は法人名称	沖元 雅裕
登録番号又は法人番号	1 8 3 4 0 8 0 1
所属する単位会	広島県行政書士会
事務所名称	行政書士沖元事務所
事務所所在地	広島県広島市南区皆実町五丁目1番37-17号
処分年月日	令和2年6月15日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び会員の権利の停止
上記処分をした理由	平成31年4月から令和元年9月までの会費（金3万円）を6月以上にわたって滞納し、本会会則第101条第1項に基づく催告を行っても同項の期限内にその滞納会費を納入せず、これによって同条第3項に基づき本会綱紀委員会が開催され業務継続の意思が確認された後、なお同条第3項に定める期限内に当該滞納会費を納入しなかったため。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第10条（品位保持義務）、行政書士法第13条（会則遵守義務）、日本行政書士会連合会会則（以下「連合会会則」という。）第59条及び第60条（品位保持義務）、連合会会則第62条第1項（法令及び会則等遵守義務）、本会会則第70条（法令及び会則等遵守義務）、本会会則第71条（品位保持義務）、本会会則第96条（懲戒処分）、本会会則第97条第3号（個人会員の処分）並びに本会会則第101条第3項（会費滞納者の処分）